

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

+	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
適用条件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 適用条件 ■ 諸経費工種 ■ 主な作業機種 □ イメージアップ経費適用工事 ■ その他() 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 三重県公共工事共通仕様書(令和2年8月版)を適用(部分改定を行った内容も含む(最新改正:令和 年 月 日)) □ 「土木構造物設計マニュアル(案) 編」を適用 □ 設計変更を行う際に変更対象となるかどうかについて受注者・発注者の共通の目安を示す三重県設計変更ガイドライン(案)(平成27年4月1日)を参考とする。(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ■ 諸経費工種 (構造物工事(浄水場等)) ■ 掘削機種(□ 0.13m3 ■ 0.28m3 □ 0.45m3 □ 0.80m3 □ 1.40m3) ■ 運搬機種(□ 2.0tDT ■ 4.0tDT □ 10.0tDT) □ イメージアップの内容(率分)() □ イメージアップの内容(積上)() ■ 着工前には役場と関係者(代表)及び、区長に連絡の上着工すること。 ■ 設計と現場が合わないこと又は、問題点が生じたときは監督員と協議し、処理すること。 ■ 材料搬入に伴い道等を通し、損傷した場合は請負者の責任とし、復旧工事を行う、又通行に伴い地元からの苦情が出ないように工事を完了すること。 ■ 出来高図面及び、数量は請負者により整理し提出すること。 □ その他()
入札・契約方式	<ul style="list-style-type: none"> □ 指名競争入札 ■ 条件付き一般競争入札 ■ 同日落札制限方式 □ 総合評価方式 □ プロポーザル方式 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 同日に落札できる件数は、1業者1件とする。 □ 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。)で、貴社の評価点において発注工事の加算点(満点)の1割を減点します。
工事カルテ作成・登録		<ul style="list-style-type: none"> ■ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
工程関係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 別途工事との工程調整が必要あり □ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり □ 他機関との協議が未完了 □ 占有物件との工程調整の必要あり □ その他() 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 調整項目(□ 資材等の流用 □ 仮設及び工事用道路等の調整 □ 建設機械等の調整 ■ 施工順序の調整 □ その他() ■ 別途協議) □ 制限する工種名() 施工時期及び施工時間() 施工方法() □ 協議が必要な機関名() 協議完了見込み時期() □ 占有物件名(□ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ その他()) □ その他()
用地関係	<ul style="list-style-type: none"> □ 用地補償物件の未処理箇所あり □ 仮設ヤードの有無 □ その他() 	<ul style="list-style-type: none"> □ 未処理箇所(□ 別添図 □ No. ~No. □ 別途協議) □ 完了見込み時期(□ 平成 年 月 頃 □ 別途協議) □ 仮設ヤード(□ 官有地 □ 民有地 □ その他() □ 別途協議) □ 仮設ヤード使用期間() □ 仮設ヤードからの運搬距離(L= km) □ 使用条件・復旧方法() □ 用地幅杭の復元を落札業者の責任において、実施すること。 □ その他()
仮設備関係	<ul style="list-style-type: none"> □ 仮設備の設置条件あり □ 仮設物の構造及び施工方法の指定 □ その他() 	<ul style="list-style-type: none"> □ 使用期間及び借地条件 (□ 別添図等 □ その他() □ 別途協議) □ 転用あり(回) □ 兼用あり() □ その他() □ 構造及び設計条件 (□ 別添図等 □ その他() □ 別途協議) □ 施工方法() □ その他()

(注)上記受託業務事項・条件及び内容の■印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

+	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
	<p><input type="checkbox"/> 施工方法の制限あり</p> <p><input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p>	<p><input type="checkbox"/> 制限項目 (<input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他())</p> <p><input type="checkbox"/> 施工方法等 (<input type="checkbox"/> 指定工法名() <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議)</p> <p><input type="checkbox"/> 施工時期 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 調査項目 (<input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議)</p> <p><input type="checkbox"/> 調査方法 (<input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議)</p> <p><input type="checkbox"/> 調査費 (<input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議)</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p>
	<p><input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり</p> <p><input type="checkbox"/> 近接公共施設等に対する制限</p> <p><input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p>	<p><input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置 (<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議)</p> <p><input type="checkbox"/> 交通管理要員の配置 (<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議)</p> <p><input type="checkbox"/> 指定路線 <input type="checkbox"/> 指定路線以外</p> <p><input type="checkbox"/> 配置人員数(人) (うち交通誘導警備員A(人))</p> <p>(注:配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、指定路線以外で交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。)</p> <p><input type="checkbox"/> 施工時間の制限</p> <p><input type="checkbox"/> 工法制限あり</p> <p>・近接公共施設名等 (<input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他())</p> <p>・制限を受ける工程 ()</p> <p>・制限内容 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置 (<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議)</p> <p><input type="checkbox"/> 保安要員の配置 (<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議)</p> <p><input type="checkbox"/> 工事を着手するに当り、予告看板等に配慮を行うこと。</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p>
	<p><input type="checkbox"/> 一般道路(搬入路)の使用制限あり</p> <p><input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p>	<p><input type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容 (<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議)</p> <p><input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置 (<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議)</p> <p><input type="checkbox"/> 用地及び構造 (<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議)</p> <p><input type="checkbox"/> 安全施設 (<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議)</p> <p><input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置 (<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議)</p> <p><input type="checkbox"/> 道路の使用許可他の協議については請負者が行うこと。</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p>
	<p><input type="checkbox"/> 工事支障物件あり</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p><input type="checkbox"/> 支障物件名 (<input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他())</p> <p><input type="checkbox"/> 移設時期 (令和 年 月 頃 <input type="checkbox"/> 別途協議)</p> <p><input type="checkbox"/> 防護 ()</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p>
	<p><input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり</p> <p><input type="checkbox"/> 水質調査等必要あり</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p>	<p><input type="checkbox"/> 項目及び基準値()</p> <p><input type="checkbox"/> 調査項目()</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p>
	<p><input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり</p> <p><input type="checkbox"/> 提出書類あり</p> <p><input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p>	<p><input type="checkbox"/> 工法区分() <input type="checkbox"/> 材料種類() <input type="checkbox"/> 施工範囲()</p> <p><input type="checkbox"/> 削孔数量() <input type="checkbox"/> 注入量() <input type="checkbox"/> その他()</p> <p><input type="checkbox"/> 工法関係() <input type="checkbox"/> 材料関係()</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p>

(注)上記受託業務事項・条件及び内容の■印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

+	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
建設副産物情報交換システム		<p>■ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム(副産物システム、発生土システム)にデータを入力すること。</p>
残土・産業廃棄物関係	<p>■ 残土処分(指定処分・他工事流用)</p> <p><input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり</p> <p><input type="checkbox"/> 提出書類あり</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p>	<p>■ 残土処分地(<input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他() ■ 受入地未定のため別途協議) 運搬距離(暫定L=4.0km)</p> <p><input type="checkbox"/> 処分地の処理条件あり(<input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> その他())</p> <p><input type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類 (<input type="checkbox"/> コン塊 <input type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他())</p> <p><input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地 (<input type="checkbox"/> 再生処分場() <input type="checkbox"/> 最終処分場() <input type="checkbox"/> 別添図書 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議)</p> <p>【注:特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目()に記入のこと。】</p> <p><input type="checkbox"/> 処分地での処理費 (<input type="checkbox"/> 計上あり(<input type="checkbox"/> 処理料 <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> 被覆土) <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議</p> <p><input type="checkbox"/> 処分場の受入条件 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水(汚水)を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分や性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督員に提示しなければならない。 なお、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p>
産業廃棄物税		<p><input type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。</p>
再生材使用関係	<p><input type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり</p> <p>■ 六価クロム溶出試験あり(環境告示第46号溶出試験)</p> <p><input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく</p> <p><input type="checkbox"/> 認定製品の使用について</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p>	<p><input type="checkbox"/> 再生材の種類(<input type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生クラッシャーラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂)</p> <p><input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置(<input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 別途協議)</p> <p><input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂(1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。)</p> <p><input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 (認定製品の品名:)</p> <p>【注:認定製品の品名欄については、設計単価表の品名を記入すること】</p> <p><input type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 (認定製品の品名: 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板)</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p>

(注)上記受託業務事項・条件及び内容の■印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

+	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
	<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり <input type="checkbox"/> 現場発生品あり <input type="checkbox"/> 支給品あり <input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 保管場所() <input type="checkbox"/> 期間() <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 品名() <input type="checkbox"/> 数量() <input type="checkbox"/> 保管場所() <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 品名() <input type="checkbox"/> 数量() <input type="checkbox"/> 引渡場所() 時期(令和 年 月 日) その他() <input type="checkbox"/> 運搬方法(<input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他()) <input type="checkbox"/> 引渡場所(<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他()) 数量() 運搬距離(L= km) <input type="checkbox"/> その他()
その他	■ 工事完成図書(工事写真含む) ■ 電子納品対象外	<input type="checkbox"/> 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、(<input type="checkbox"/> 2部 <input type="checkbox"/> ()部)とする。 <input type="checkbox"/> 三重県CALS電子納品運用マニュアル(平成24年7月改訂)を適用
	■ 町内企業優先使用	■ 本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を多気町内に本店及び営業所(建設業法において規定する営業所)を有する者の中から選定するよう努めること。
	<input type="checkbox"/> 建設資材の県内産製品優先使用	<input type="checkbox"/> 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。
	■ 不当介入を受けた場合の措置	■ 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 暴力団員等による不当介入(多気町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱)を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等(多気町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
社会保険等未加入対策	■ 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	<input type="checkbox"/> 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請契約(受注者が直接締結する請負契約に限る。)の相手方としてはならない。 ■ 下請契約に先立って、選定の候補となる業者について社会保険等の加入状況を確認し、適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である場合には、早期に加入手続きを進めるよう指導を行うこと。 ■ 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

(注)上記受託業務事項・条件及び内容の■印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書

東部配水池本体工事
(ステンレス鋼板製配水池)

目 次

第1章 総 則

第1節 一般事項

第2章 配水池本体工

第1節 概 要

第3章 検 査

第1節 材 料 の 検 査

第2節 中 間 ・ 完 成 検 査

第3節 他 事 業 体 の 検 査

第1章 総 則

第1節 一般事項

1.1.1 概 要

本特記仕様は、配水池本体の築造工に適用するものであって、関係法規、一般仕様書、その他特別に定めたもののほかは、すべて本仕様書に準拠し、水道監督員(以下監督員とする)の指示により、施工にあたらなければならない。

1.1.2 法規の適用

本工事に適用する規格並びに基準は、特に記載しない事項については、下記によること。

(1) 規 格

配水池に使用する構造材質は以下の規格に適合するもの、又は、これと同等以上の機械的性質、化学的成分を持つものとする。

① 鋼板	JIS G 4304	熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
	JIS G 4305	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
	JIS G 4321	建築構造用ステンレス鋼材
	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材
② 構造用形鋼	JIS G 4317	熱間圧延ステンレス鋼等辺山形鋼
	JIS G 4303	ステンレス鋼棒
	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材
③ 鋼管	JIS G 3459	配管用ステンレス鋼鋼管
④ 溶接材料	JIS Z 3321	溶接用ステンレス鋼棒及びワイヤ

(2) 指 針

水道施設耐震工法指針を基とし、設計用水平震度は $K_h2=0.70$ (レベル2 2種地盤) とする。

1.1.3 施工適用

(1) 配水池築造工

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (ア) 架 台 工 | コンクリート基礎天端にアンカーボルトにて据付ける。 |
| (イ) 底 板 工 | パネル全溶接及び不動態化处理。 |
| (ウ) 側 板 工 | 〃 |
| (エ) 天 井 工 | 〃 |
| (オ) 内部補強工 | 補強材組立。 |
| (カ) 付 帯 工 | 昇降設備・人孔・通気口・内部配管・手摺等 |

1.1.4 施工責務

本工事の施工にあたっては、請負者は、一般仕様書の定めるとおり各関係規則・基準を遵守し、遅滞・施工漏れのないように行う。

また、本仕様書及び設計図書に明記されていなくても、構造体の安全確保及び設備の目的、機能上または施工上当然必要とするものは、監督員の指示に従って行う。

1.1.5 届出・手続き

本工事に必要な届出・手続き等は請負者が代行し、これに要する費用はすべて請負者の負担とする。

1.1.6 質 疑

工事施工上または製作上、不審の点あるいは設計図・仕様書等に疑義のある場合は、監督員に申し出てその指示に従う。

1.1.7 軽微な変更

工事施工に際し、現場の収まり、もしくは取合上、機材の取付位置、または取付方法等に軽微な変更は監督員の指示によって行う。

この場合において請負金額の増減は行わない。

1.1.8 使用機材

- (1) この工事に使用する機材は、各仕様書および設計書に記載してあるものとし、現場搬入の都度監督員の検査を受け、これに合格したものを使用する。
- (2) JIS に制定されているものはこれに適合し、かつその他の規則の適用を受けるものは、形式承認済みのものを使用する。

1.1.9 提出書類及び図面

請負者は、工事着手前に次の書類及び図面等を監督員に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 書類

(ア) 工事主任技術者、工事着手届兼現場代理人届（経歴書を添付すること）

(イ) 工事工程計画書

(2) 図面

(ア) 各種製作承認図（工場並びに現場製作品）

(イ) 各種配管、据付施工図面

(ウ) その他監督員の指示する図面

1.1.10 施工中の点検または立会い

この工事施工に際し、築造後容易に点検できない配管その他の施工箇所は、原則としてその課程において監督員の点検または立会いを求めなければならない。

1.1.11 検査及び試験

本工事で特に必要と認めたものは、監督員立会いの検査及び試験を行う。

1.1.12 工事用の水及び電力

工事用の水、電力等の仮設物は、請負者において手続きの上施工し、これに要する一切の費用は請負者の負担とする。但し、水張試験用の水は、該当しないものとする。

1.1.13 工事に関する報告

請負者は、工事の進行、労務者の就業、機材の搬入、天候等の状況を示す工事日報を作成すること。また、月間及び週間工程表についても形式、内容を監督員と協議し、作成すること。

1.1.14 保証

工事完成引渡し後、1年以内に施工または機材の不良に基づく事故等が発生した場合は、無償で補修するものとする。

1.1.15 工事写真

工事期間中は監督員の指示により、工事の施工状況及び管理状況、その他の写真を撮りアルバムに整理しておくこと。

1.1.16 完成図その他

工事施工後、監督員の指示により完成図、完成写真を提出する。

- (ア) 完成図 サイズ・部数は協議の上決定
- (イ) 工事写真、完成写真 部数は協議の上決定

1.1.17 安全対策

本工事の施工にあたっては、労働安全衛生規制を遵守し、就業者に対して常にこれを徹底させると共に、安全作業に対する十分な施策をなし管理しなければならない。

なお、本工事場所がいずれも道路脇であり、工事車両の出入りの際は、他の車両等の通行の妨げにならないよう配慮すると共に、安全対策を十分に講じること。

第2章 配水池本体工

第1節 概 要

本工事の構造は、ステンレス・パネル全溶接とするもので、コンクリート基礎に鉄骨受台を設置し、この上にパネル及び補強材を組立てる。

(1) 構造・形式

- (ア) 特殊形状に成型したステンレス壁板を止水板として内部をフレーム構造としたパネル&フレーム構造とする。
- (イ) 接合方法は、ステンレス溶接（TIG溶接）にて行う全溶接構造とする。
- (ウ) 清掃時を考慮して、池底は凸凹のないフラット構造とする。
- (エ) 内部構造は、点検や清掃時のスペースを確保するため、池底面から2m Hまでは水平補強材がない構造とする。
- (オ) 溶接作業者は、原則として「JIS Z 3821」の試験の合格者でなければならない。

(2) 形状寸法

- (ア) 容 積 144.6m³ (2 池式)
- (イ) 本 体 5.5m×6.0m×5.0mH
- (ウ) 有効水深 4.5mHe
- (エ) その他 設計図による。

(3) 設計条件

- (ア) 積雪荷重 垂直積雪高さ 0.3m (0.6KN/m/m²)
- (イ) 設計水平震度 Kh₂=0.70 (レベル2 2種地盤)

(4) 受台

A 主部材： C-200×90×8×13.5_SS400

B 副部材： C-75×40×5×7_SS400

※SS部は、溶融亜鉛めっき2種 HDZ55 とする。

なお、6mm未満の部材については、JIS規格による。

(5) 本体材料

(ア) 底板	3.0t	SUS444
(イ) 側板 1 段目	2.5t	SUS444
(ウ) 側板 2 段目	2.5t	SUS444
(エ) 側板 3 段目	2.0t	SUS444
(オ) 側板 4 段目	1.5t	SUS329J4L
(カ) 側板 5 段目	1.5t	SUS329J4L
(キ) 仕切板 1 段目	3.0t	SUS444
(ク) 仕切板 2 段目	3.0t	SUS444
(ケ) 仕切板 3 段目	2.5t	SUS444
(コ) 仕切板 4 段目	1.5t	SUS329J4L
(サ) 仕切板 5 段目	1.5t	SUS329J4L
(シ) 天井板	1.5t	SUS329J4L

使用材料は「JIS G 4305 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」及び「JIS G 4304 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」によるほか、ミルメーカー発行の材料証明書を添付できるものとする。

(6) 付帯設備

(ア) 人孔蓋	φ 600 施錠付	SUS329J4L
(イ) 通気塔	φ 350 防虫網付	SUS329J4L
(ウ) 内梯子	W300	SUS329J4L+SUS444
(エ) 外梯子		SUS304
(オ) 手摺	H1100	SUS304
(カ) ひさし	W150	SUS444
(キ) 水位計口	150A	SUS
(ク) 電極口	150A	SUS

(7) 付帯配管

(ア) 流入管	80A	SUS304TP / 上水 F SUS304
(イ) 流出管	150A	SUS304TP / 上水 F SUS304
(ウ) 越流管	80A	SUS316TP / 上水 F SUS316※1
(エ) 排水管	80A	SUS304TP / 上水 F SUS304
(オ) 連通管	100A	SUS304TP / 上水 F SUS304

※1 気相部付近の配管は SUS329J4L、フランジは上水 F SUS316 とする。

(8) 緊急遮水システム

緊急遮水システムについては、サイフォン型緊急遮水システム対応の仕様とし、以下の所定条件を達成した場合、サイフォン流出管の水の流出が止まるものとする。

システム作動条件「地震&過流量」と「地震 Or 過流量」の切替式

地震動レベル等の設定は監督員と協議を行い決定するものとする。

(ア) サイフォン管 150A SUS316・SUS304TP とする。

(イ) 電動弁 50A とする

(9) 緊急遮水システム制御盤

(1) 構造

- ア. 自立閉鎖形構造で、1.5mm 以上の SUS 鋼板を用いて、製作するものとする。
- イ. ランプ類は原則として、LED とする。
- ウ. 盤内には補助継電器、端子、盤内配線及びその他必要なものを完備すること。
- エ. 盤面には名称板及びその他必要なものを完備すること。
- オ. ドアはハンドルを備え、その開閉を頻繁に行っても容易に破損するおそれのないものとし、施錠できる構造とすること。

(2) 配線及び配線方式

信号配線は、誘導やノイズに対する配慮を十分に行うこと。

(3) 盤の仕様

- ア. 形式 SUS 製自立閉鎖形
- イ. 外形寸法 H680×W500×D160 程度
- ウ. 盤面取付機器 設計図書を参照のこと
- エ. 主要内蔵機器
 - ・ NFB 1 式
 - ・ 感知器 1 台
 - ・ バッテリー 1 台
- オ. その他付属品（パネルタンクに付属）
 - ・ 電極 3P 1 台
 - ・ 電動弁（遮水弁）50A 1 台

(10) 非破壊試験（発泡漏れ試験）

(ア) 真空法

透明な窓のある真空箱を底板溶接線上にのせ、真空箱の中を真空にし、溶接線の漏れ箇所を溶接面表面に塗布した発泡液の泡の形成を観察することによって検知する。

(イ) 加圧法

側板溶接部の反対側に気体で圧力を加え、溶接面へ通過する気体の漏れ及び箇所を側板溶接面の表面に塗布した発泡液の泡の形成や気体の噴出を観察することによって検知する。

(11) 水張試験

池内洗浄後、HWLまで浄水を張り、24 時間後の水位の経過や外部からの目視による観察等を実施し、漏れがないことを最終確認しなければならない。
漏れが発見された場合は、直ちに請負者の負担により十分な処置を施さなければならない。

第3章 検 査

第1節 材 料 の 検 査

- (1) 材料はすべて、工事現場へ搬入直後、検査願書を提出の上、監督員の検査を受けるものとする。
- (2) 監督員が必要と認めた場合、又は工作物仕上げなどの都合上、止むを得ない場合は、搬入以前に監督員の検査を受けるものとする。
- (3) 搬入材料が見本品と異なり、又は JIS・JAS・JWWA 等合格品であっても不良品と認められた場合は、直ちに優良品と交換し、監督員の承認を得なければならない。

第2節 中 間 ・ 完 成 検 査

中間・完成検査は、本町の工事検査員が設計書、工事記録写真、竣工図(中間検査の場合は除く)、工事関係書類により検査するものとする。

この場合、請負者は検査に必要な器具を用意し、係員を配置しなければならない。

第3節 他 事 業 体 の 検 査

官公庁および電力会社等の検査を必要とするときは、予め監督員の承認を受けてすべての手続きを代行するものとする。